

市民委員会資料 ①

1 平成25年第2回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第65号 川崎市子ども・子育て会議条例の制定について
- (6) 議案第66号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第67号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第83号 川崎市南平間保育園の指定管理者の指定について
- (9) 議案第84号 川崎市宮前平保育園の指定管理者の指定について
- (10) 議案第85号 川崎市白鳥保育園の指定管理者の指定について
- (11) 議案第90号 平成25年度川崎市一般会計補正予算
- (12) 報告第2号 平成24年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

資料1 子ども・子育て支援新制度における川崎市子ども・子育て会議について

資料2 子ども・子育て支援法（抄）

資料3 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料4 北部地域療育センターへの指定管理者制度導入に対するパブリックコメント実施結果について

資料5 川崎市保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料6 議案第83号参考資料

資料7 議案第84号参考資料

資料8 議案第85号参考資料

市民・こども局こども本部

（平成25年5月30日）

子ども・子育て支援新制度における川崎市子ども・子育て会議について

1 子ども・子育て支援新制度(子ども・子育て関連3法に基づく取組)

について

(1) 法律の概要

「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」(民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)、いわゆる3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が、平成24年8月に成立しました。

①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実 → 幼稚園と保育所とで別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどを一本化

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所とで別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置付け → 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(1)、(2)の法律に施行に伴い、児童福祉法等の関係する法律を改正

- 子ども・子育て関連3法に基づく取組は、消費税の引き上げによる、国・地方の恒久財源の確保を前提とし、国及び自治体は、税率の引き上げ時期(平成27年10月に10%)を踏まえて、平成27年4月からの本格実施を目指して準備を進めます。

(2) 現行制度からの主な変更点

①幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

②放課後児童クラブについても、地域子ども・子育て支援事業として位置付け

これまでの対象児童が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されるとともに、設備・運営基準について、省令等に基づく市町村基準条例の設置が必要となります。

③市町村が制度の実施主体

これまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と分かれていた制度の実施主体が、市町村に一本化されます。市町村は、ニーズを踏まえ市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなります。

④消費税率引き上げに伴う財源確保

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において、社会保障分野の一つとして位置付けられ、新制度の財源として、消費税率引き上げに伴う増収分のうち、約7千億円が充てられる(さらに、これ以外の財源を含め合計1兆円程度の財源確保を目指す。)予定です。

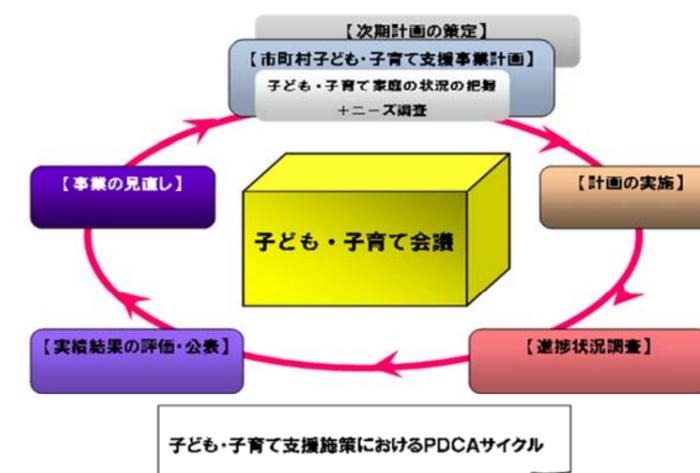
(3) 子ども・子育て支援法に基づく審議会について

子ども・子育て支援法に基づく審議会その他の合議制の機関は、市町村の子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するうえで重要な役割を果たすものであることから、条例により設置をするよう努めるものとされました。

本市においては、「川崎市子ども・子育て会議」として設置するため、本議会で当該議案の提出をします。

2 子ども・子育て会議の役割について

子ども・子育て会議は、保護者や子育て支援従事者等、利害関係者が子ども・子育て支援に関する政策立案から点検・評価・見直し(PDCAサイクル)において一貫して関与することにより、地域の子育てニーズを政策プロセスに反映させ、全ての子どもの健やかな成長のための環境整備・確保に寄与するものです。



○子ども・子育て支援法〔平成二十四年八月二十二日号外法律第六十五号〕（抄）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条（略）

2（略）

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条（略）

2～4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業者の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ど

も及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第5節 地域療育センター</p> <p>(業務)</p> <p>第13条 南部地域療育センター及び北部地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童発達支援に関すること。 (2) 医療型児童発達支援に関すること。 (3) 保育所等訪問支援に関すること。 (4) 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 (5) 障害児等医療支援 (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導 (7) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 (8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 <p>(南部地域療育センター)</p> <p>第14条 南部地域療育センターは、川崎市川崎区中島3丁目3番1号に置く。</p> <p>(北部地域療育センター)</p> <p>第14条の2 北部地域療育センターは、川崎市麻生区片平5丁目26番1号に置く。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第14条の3 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、南部地域療育センター又は北部地域療育セン 	<p>第5節 地域療育センター</p> <p>(業務)</p> <p>第13条 南部地域療育センター及び北部地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童発達支援に関すること。 (2) 医療型児童発達支援に関すること。 (3) 保育所等訪問支援に関すること。 (4) 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 (5) 障害児等医療支援 (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導 (7) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 (8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 <p>(南部地域療育センター)</p> <p>第14条 南部地域療育センターは、川崎市川崎区中島3丁目3番1号に置く。</p> <p>(北部地域療育センター)</p> <p>第14条の2 北部地域療育センターは、川崎市麻生区片平5丁目26番1号に置く。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第14条の3 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に南部地域療育センターの管理を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 南部地域療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、南部地域療育センターの効用を最大限に発揮

改正後	改正前								
<p>ターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p>	<p>するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p>								
<p>(3) 事業計画書の内容に沿った南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p>	<p>(3) 事業計画書の内容に沿った南部地域療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p>								
<p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>								
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>								
<p>第14条の4 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>第14条の4 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、南部地域療育センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>								
<p>第14条の5 指定管理者は、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>	<p>第14条の5 指定管理者は、南部地域療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>								
<p>第14条の6 地域療育センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p>第14条の6 南部地域療育センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 983 304 1031">利用時間</td> <td data-bbox="304 983 1066 1031">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1031 304 1206">休所日</td> <td data-bbox="304 1031 1066 1206">(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 983 1303 1031">利用時間</td> <td data-bbox="1303 983 2065 1031">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1031 1303 1206">休所日</td> <td data-bbox="1303 1031 2065 1206">(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
<p>(利用者) 第15条 地域療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>(利用者) 第15条 地域療育センターを利用することができる者は、次の各号(南部地域療育センターにあつては第4号を、北部地域療育センターにあつては第5号を除く。)のいずれかに該当する者とする。</p>								
<p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定(第13条</p>	<p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定(第13条</p>								

改正後	改正前
<p>第1号から第3号までに掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の6の規定により措置された障害児 <u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を認めた者</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第15条の2 <u>地域療育センター</u>において指定通所支援、肢体不自由児通所医療、指定障害児相談支援、指定計画相談支援又は障害児等医療支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>	<p>第1号から第3号までに掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の6の規定により措置された障害児</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、市長が北部地域療育センターの利用を認めた者</p> <p>(5) <u>第1号から第3号までに定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センターの利用を認めた者</u> (使用料)</p> <p>第15条の2 北部地域療育センターにおいて指定通所支援、肢体不自由児通所医療、指定障害児相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として国が定める基準に基づき規則で定める額</p> <p>(4) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額 (使用料の減免)</p> <p>第15条の3 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (利用料金)</p> <p>第15条の4 <u>南部地域療育センター</u>において指定通所支援、肢体不自由児通所医療、指定障害児相談支援、指定計画相談支援又は障害児等医療支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(4) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(4) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>
<p>第15条の3 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p>第15条の5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>
<p>第16条</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</p>	<p>第16条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、北部地域療育センターの利用を拒むことができる。</u></p> <p><u>(1) 使用料を滞納したとき。</u></p> <p><u>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</u></p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、南部地域療育センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</p>

北部地域療育センターへの指定管理者制度導入に対する パブリックコメント実施結果について

1 概要

北部地域療育センターの管理運営について、サービス向上や運営の効率化を図るなど、発達に課題のある児童などへの専門的な支援をより適切に行うための環境づくりを推進するため、指定管理者制度の導入の考え方を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

(1) 概要

題名	北部地域療育センターへの指定管理者制度導入について
意見の募集期間	平成25年2月6日(水)～平成25年3月7日(木)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより2/21号、川崎市ホームページ掲載 利用者への通知 情報プラザ、各区役所、北部地域療育センター
結果の公表方法	川崎市ホームページ掲載、情報プラザ、各区役所に資料設置 北部地域療育センター

※パブリックコメント以外に、平成25年2月23日に説明会を実施、平成25年1月24日から2月5日に懇談会の場を利用して説明を行い、施設を利用する保護者から別途意見募集を行いました。

3 結果について

(1) パブリックコメントの手続で寄せられた意見

意見提出数(意見件数)	6通(25件)
内訳) 電子メール	2通(5件)
FAX	2通(12件)
郵送	2通(8件)
直接	通(件)

(2) 説明会等で寄せられた意見 30件

4 意見の内容と対応

今回のパブリックコメントで寄せられた意見内容は、指定管理者制度導入の趣旨に沿った意見や施策の参考とすべき意見のほか、指定管理者導入に対する質問・要望等であったため、北部地域療育センターへの指定管理者制度の導入に向けて、条例改正の手続きを進めてまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、指定管理者制度導入の考え方や条例改正案等に反映させるもの
- B 指定管理者制度導入の趣旨に沿ったもの
- C 御意見の趣旨を今後の施策展開の参考にさせていただくもの
- D 指定管理者の導入に対する質問・要望の意見であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E その他

○パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
指定管理者制度導入に関すること	9				9	
運営に関すること	9		7	2		
指定管理者の選定・引継ぎに関する こと	2				2	
費用に関すること	1			1		
その他	4					4
合計	25		7	3	11	4

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

○指定管理者制度導入に関すること

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	北部地域療育センターへの指定管理者制度導入に反対します。本当にサービス向上するのか分かりません。	指定管理者制度の導入により、民間事業者のもつノウハウや人的資源を活用することにより、サービス向上や効率的な管理運営を行うことができるものと考えております。	D
2	そもそもなぜ指定管理者制度を導入するのか？運営が民間事業者になり機械的な対応になることが心配です。	既に指定管理者制度を導入している中部地域療育センターにおいては、最寄り駅等への送迎サービスなどサービスの向上に繋がっているところです。北部地域療育センターにおいても指定管理者決定後に事業者と協議を行い、新たな取組みについて検討してまいります。	D
3	サービス向上の具体的な中身は何でしょうか。		D
4	効率的な運営とは何か。	必要なときに必要なサービスの提供ができ、柔軟な対応が可能となることが指定管理者制度導入の利点であると考えております。	D
5	職員の方がたは全て指定管理者制度導入により変わるのか？変わるとすれば、その方がたの障害児支援の経験など、心配です。 【同様 1件】	指定管理者による運営となりますので職員はすべて法人職員となります。障害児支援の経験者の配置については、一定割合を配置するよう運営法人と協議をしております。	D

6	職員が変わることの子どもへの影響を行政には理解して欲しい。	1年の引き継ぎ期間を設け、市職員と法人職員の共同療育や、丁寧な面接等を行うことにより、支援内容の把握や、お子さん・保護者の方々との関係性の構築に努めてまいります。	D
7	川崎市が期待する民間法人のノウハウとは何でしょうか？	指定管理者制度導入により、ネットワークを活かしたスキルの高い職員確保、状況に応じた迅速な雇用確保、経営的な視点を活かした無理・無駄のない事業執行などが可能となり、法人独自の強みを運営に生かすことで、サービス向上を図ることができるものと考えています。	D
8	民営化にあわせて、保育士等を増員するとあるが、直営の時点でも増員は可能なのではないかと思います。		D

○運営に関すること

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
9	専門職の数を増やして、外来診療が受けられる回数を増やすなど、希望どおり支援を受けられる環境整備をしてほしい。 【同様 2件】	指定管理者制度の導入に伴い、常勤医師を配置することによる診療機会の増加や、相談対応職員の増員等により、子どもの状態に応じて相談体制を強化し、サービスの向上に取り組んでまいります。	B
10	常勤医師を配置予定とのことだが、障害児支援の経験を持つ先生にお願いしたい、	常勤医師については、運営法人との協議になりますが、可能な限り、障害児者への支援経験がある医師の配置を申し入れていきたいと考えています。	B
11	指定管理者制度導入後、市は運営内容をきちんとチェックしてほしい。	児童福祉法に基づく業務監査を毎年実施します。また、指定管理者制度の場合には毎年の事業評価を行う機会がございます。評価を実施する中で、利用者アンケートを行うなど利用者の声を把握しながら事業チェックができる仕組みになっております。	B
12	療育センターと大きな病院が子ども支援について連携を取れるような体制整備を望む。	北部障害地域療育センターにおいては、現在も一部検査等について病院との提携により実施しています。 今後も引き続き病院と連携し、体制強化に努めてまいります。	B
13	発達検査の頻度をさげないで欲しい。	発達検査等の検診は、お子さんの状況に応じて医師や専門職の判断により継続して実施していきます。	B

		そのため指定管理者制度の導入によって検査頻度が下がるといったことはありません。	
14	土曜日の療育プログラムの実施を希望します。 【同様 1件】	具体的な運営内容につきましては、指定管理受託事業者決定後に、運営法人と協議をまいります。	C

○指定管理者の選定・及び引継ぎに関すること

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
15	年に数回だけ利用する子どもについてもしっかり引継ぎはできるのか不安です。	日常的に療育センターへ通って来られる方々だけでなく、年に数回のみ利用となる方々の引き継ぎを実施するために1年間の引継ぎ期間を設けております。その中で、市職員と法人職員の共同療育や、丁寧な面接等を行うこと等により、支援内容の把握や、お子さん・保護者の方々との関係性を構築し、確実に引き継ぎを行うよう努めてまいります。	D
16	学校や地域の情報は、1年では引き継げないのではないか。		D

○費用に関すること

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
17	現状では診断書は無料ですが、指定管理者制度導入後も無料になりますか？	現在も必要に応じて無料で診断書を発行しておりますが、今後も、診断書が支援上不可欠な場合については、今の方針を継続する方向で検討してまいります。	C

○その他

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
18	現在施設使用料の支払い方法は、「銀行窓口払い」であるが、「口座引き落とし」など別の方法を検討してほしい	支払い方法の変更については、全体的な状況を勘案した上で検討してまいります。	E
19	施設のトイレについて、広くするなどの改善を希望します。	施設の改修等については、施設全体の状況を確認しながら検討してまいります。	E
20	運営法人が決まるなどの時点で	説明会情報については、郵送等によ	E

	説明会等があると思うが、出席したい。	り利用者の皆様に適時、周知してまいります。また、情報提供のために電子メールでの情報提供も行っておりますので御利用ください。	
21	パブリックコメントの募集から締切までの期間が短いため、もっと早く周知してほしい。	今後はホームページや市政だよりでのお知らせを早めるなど、周知方法を工夫してまいります。	E

参考： 保護者説明会等で寄せられた意見

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方
1	指定管理者との契約期間は何年ですか。	5年間の予定です。
2	指定管理者が5年で変わってしまうと、支援の継続性という面で課題があるのではないのでしょうか。対策は考えられていますか。	評価制度を取り入れることで、安定的な運営を担保しているとともに、支援の継続性については、既に運営している法人が、民間活用推進委員会において一定レベルの評価を得られた場合には、インセンティブを得られ、継続した運営ができる仕組みとなっております。
3	指定管理料はいくらを想定しているのでしょうか。金額を叩くなどして、サービスの質が低下することが心配です。	指定管理料については、既に制度を導入している中部地域療育センターや他の施設などの状況や施設規模を踏まえて適正な額となるよう検討しております。
4	指定管理者の運営に問題が生じ、川崎市の指導によっても問題が改善しない場合は、指定管理事業者を変更することもあるのでしょうか。	指定管理者の運営に問題がある場合には、問題点を把握した上で改善に向けた指導を行っていきますが、指定管理者の運営の質については、年度評価を行うことによって担保してまいります。
5	指定管理者の運営に問題が生じた場合は、その問題対応を指定管理者に任せきりにせず、市も問題解決に協力して欲しい。	当該施設に運営上の問題が生じた場合には、市も法人とともに問題解決へ向けての対応を図ってまいります。
6	川崎市が民営化を進めることにより、福祉から手を引いているように見える。	指定管理者制度の導入により、民間事業者のもつノウハウや人的資源の活用をすることで、サービス向上や効率的な管理運営を行うことができるものと考えております。
7	指定管理者となる法人は、障害に理解のある法人をお願いしたい。	指定管理者の選定に当たっては、障害者支援の十分な経験を有した法人を選定できるよう、募集方法、選定方法を検討してまいります。

8	川崎市内の状況に詳しい法人を選定してほしい。	本市の障害児施策に実績・スキルのある法人については評価の対象としてまいりたいと考えております。
9	選定に関わる方は、実際に療育センターを見て欲しい。	選定に関わるのは、本市の障害施策に十分な知見のある方々であります。さらに、施設への理解を深めるために、施設見学等の機会を設けることなどを検討してまいります。
10	指定管理者の選定に当たり、入札金額だけで決めないで欲しい	本市においては、プロポーザル方式による選定を予定しており、事業に要する見込み額だけではなく、運営に対する考え方・法人の財務状況・過去の事業実績などを総合的に評価して法人を選定します。
11	応募法人が仮になかった場合はどうなるのか。	改めて期間を設定し、再度募集を行います。
12	応募法人名を選定がされる前に知りたい。	民間活用推進委員会で法人を選定しその後に決定の手続となりますが、委員会は非公開となっているため、選定前に応募法人名を公開することはできません。
13	中部地域療育センターが指定管理化されたことによってマイナスになった面はないのか。	経験年数の浅い職員が増えたことにより、不安感を抱える保護者の方がいらっしゃいましたが、法人に研修に努めてもらうなど対応を図ってまいりました。
14	通園バスの運行・兄弟児保育の実施などは継続して欲しい。	送迎バスの運行・兄弟児保育等、現在実施している業務は、指定管理者制度導入後も原則引き続き実施してまいります。具体的な実施方法等については、運営法人と協議してまいります。
15	全てが民間法人の運営になってもセンター間の連携は継続して欲しい。	現在も、地域療育センター所長会議や各センターの専門職による打ち合わせを定期的に行うなど連携体制は取っています。今後も継続してセンター間の連携を行ってまいります。
16	センターの支援と他の法人のサービスを利用する場合の調整は今後も実施して欲しい。	他の法人のサービス利用調整については、継続することができるよう選定事業者と協議してまいります。
17	これまで受けてきた支援内容の記録は今後も引き継いで欲しい。	継続した支援が行えるよう、支援内容の記録を引き継ぐとともに、市職員と法人職員の共同療育や、丁寧な面接等を行うことにより、支援内容の把握や、お子さん・保護者の方々との関

		係性を構築し、確実に引き継ぎが行うことができるよう努めてまいります。
18	アレルギー食への対応を引き続き希望します。	アレルギー食への対応については、指定管理者制度導入後も引き続き行ってまいります。
19	指定管理者の職員への研修はきちんと実施して欲しい。	法人職員については法人内部で研修を実施する予定ですが、充実した研修体制が構築されるよう、研修のあり方なども含めて、運営法人と検討してまいります。
20	学齢児向けの法人の担当ワーカーが誰になるかを知る機会が欲しい	保護者の方々が、必要な情報や知りたい情報を把握できるよう、説明会の開催を予定しております。
21	指定管理者の運営になっても、専門職はみな資格をもった方を配置して欲しい。	川崎市の運営であっても、法人の運営であっても必要な資格を持った職員を変わらず配置してまいります。
22	指定管理者の運営になった場合、担任が新人職員だけになることは辞めて欲しい。	従来と比較して職員数が増加するため、新規採用職員を配置しない応募条件とすることは考えておりませんが、経験者を一定割合配置し、実際の支援場面においても配慮するよう運営法人と協議してまいります。
23	指定管理者の職員はすべて経験者となることを希望します。	
24	市の保育士さんが指定管理化後も継続して、出向等で支援を続けて欲しい。	市の職員を継続して配置することは考えておりませんが、1年の引き継ぎ期間を設け、市職員と法人職員の共同療育や、丁寧な面接等を行うことにより、支援内容の把握や、お子さん・保護者の方々との関係性の構築に努めてまいります。
25	地域療育センターにいる専門職の方の職場はどうなるのか。	本市の人事異動の制度により、希望などを鑑み新たな職場で、その力を発揮していただくこととなります。
26	センターに今来ていただいているボランティアさんは、今後も継続して欲しい。	ボランティアの方々の意思確認のうえ、継続していただけるようお願いいたします。
27	民営化後、医師の先生方は継続して欲しい。	先生方の意思確認のうえ、継続していただけるようお願いいたします。
28	現在と同様なサービスを受けるにあたって、費用は変わりますか？	市内の地域療育センターは、一律に国基準以下で本市独自の負担軽減基準を設けて、利用者負担の軽減を図っております。そのため受ける

		サービス内容が同様であれば、施設の運営者によって負担額が変わることはありません。
29	療育センター間で、利用料金に差が生じますか。	市内の地域療育センターは、一律に国基準以下で本市独自の負担軽減基準を設けて、利用者負担の軽減を図っております。そのため受けるサービス内容が同様であれば、施設によって負担額が変わることはありません
30	センターの建替え予定はあるのか。	一部空調等の修繕は行いますが、建替えの予定はありません。

6 問い合わせ先

北部地域療育センターへの指定管理者制度導入について

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

電話：044-200-2613

FAX：044-200-3638

川崎市保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																
○川崎市保育園条例 昭和28年5月30日条例第32号 (設置、名称及び位置)	○川崎市保育園条例 昭和28年5月30日条例第32号 (設置、名称及び位置)																																																																
第2条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。	第2条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。																																																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市東小田保育園</td> <td>川崎市川崎区小田5丁目14番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市藤崎保育園</td> <td>川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田中乳児保育園</td> <td>川崎市中原区下小田中1丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮内保育園</td> <td>川崎市中原区宮内4丁目13番14号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市上作延保育園</td> <td>川崎市高津区向ヶ丘1番地3</td> </tr> <tr> <td>川崎市坂戸保育園</td> <td>川崎市高津区坂戸3丁目7番21号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市有馬保育園</td> <td>川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市菅生保育園</td> <td>川崎市宮前区初山1丁目23番15号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市菅保育園</td> <td>川崎市多摩区菅1丁目5番24号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号	略		川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号	川崎市宮内保育園	川崎市中原区宮内4丁目13番14号	略		川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3	川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸3丁目7番21号	略		川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号	川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号	略		川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市東小田保育園</td> <td>川崎市川崎区小田5丁目14番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市観音町保育園</td> <td>川崎市川崎区観音1丁目10番3号</td> </tr> <tr> <td>川崎市藤崎保育園</td> <td>川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田中乳児保育園</td> <td>川崎市中原区下小田中1丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市上小田中保育園</td> <td>川崎市中原区上小田中1丁目28番25号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮内保育園</td> <td>川崎市中原区宮内4丁目13番14号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市上作延保育園</td> <td>川崎市高津区向ヶ丘1番地3</td> </tr> <tr> <td>川崎市子母口保育園</td> <td>川崎市高津区子母口378番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市坂戸保育園</td> <td>川崎市高津区坂戸3丁目7番21号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市有馬保育園</td> <td>川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市西有馬保育園</td> <td>川崎市宮前区有馬1丁目8番6号</td> </tr> <tr> <td>川崎市菅生保育園</td> <td>川崎市宮前区初山1丁目23番15号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市菅保育園</td> <td>川崎市多摩区菅1丁目5番24号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号	川崎市観音町保育園	川崎市川崎区観音1丁目10番3号	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号	略		川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号	川崎市上小田中保育園	川崎市中原区上小田中1丁目28番25号	川崎市宮内保育園	川崎市中原区宮内4丁目13番14号	略		川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3	川崎市子母口保育園	川崎市高津区子母口378番地	川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸3丁目7番21号	略		川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号	川崎市西有馬保育園	川崎市宮前区有馬1丁目8番6号	川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号	略		川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号
名称	位置																																																																
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号																																																																
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号																																																																
略																																																																	
川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号																																																																
川崎市宮内保育園	川崎市中原区宮内4丁目13番14号																																																																
略																																																																	
川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3																																																																
川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸3丁目7番21号																																																																
略																																																																	
川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号																																																																
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号																																																																
略																																																																	
川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号																																																																
名称	位置																																																																
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号																																																																
川崎市観音町保育園	川崎市川崎区観音1丁目10番3号																																																																
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号																																																																
略																																																																	
川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号																																																																
川崎市上小田中保育園	川崎市中原区上小田中1丁目28番25号																																																																
川崎市宮内保育園	川崎市中原区宮内4丁目13番14号																																																																
略																																																																	
川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3																																																																
川崎市子母口保育園	川崎市高津区子母口378番地																																																																
川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸3丁目7番21号																																																																
略																																																																	
川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号																																																																
川崎市西有馬保育園	川崎市宮前区有馬1丁目8番6号																																																																
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号																																																																
略																																																																	
川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号																																																																

改正後		改正前	
川崎市東中野島保育園	川崎市多摩区中野島4丁目4番15号	川崎市三田保育園	川崎市多摩区三田1丁目18番地3
略		川崎市東中野島保育園	川崎市多摩区中野島4丁目4番15号
		略	

議案第 83 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市南平間保育園
(2) 所在地	川崎市中原区上平間 1 1 8 3 番地
(3) 設置条例	川崎市保育園条例
(4) 設置目的	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	施設用途：保育所 構造規模：鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積：710.71㎡
(6) 現在の管理者	株式会社サクセスアカデミー
(7) 現在の管理運営費	151,925,000（平成21～25年度指定管理料平均額）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	株式会社サクセスアカデミー	
所 在 地	藤沢市鶴沼石上一丁目1番15号	
代 表 者 名	代表取締役 柴野 豪男	
設 立 年 月	平成元年12月	
基 本 財 産 又は資本の額	資本の額 2億5,635万3,675円	
職 員 数 又は従業員数	2,455人	
設 立 目 的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務受託 (2) ベビーシッターの請負並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託 (3) 保育園児、ベビーシッター利用者、老人用施設利用者等の（マイクロバス等による）送迎事業 (4) 給食事業及び食品の販売 (5) 保育士教育事業 (6) その他	
事 業 概 要 (平成25年度)	(1) 川崎市塚越保育園指定管理者 (2) 川崎市南平間保育園指定管理者 (3) にじいろ保育園新川崎（川崎市認可保育所） (4) にじいろ保育園登戸（川崎市認可保育所） (5) その他都内、関東近辺で複数の認可保育所を運営	
決 算 (平成24年1月1日～平成24年12月31日)	売上高	7,248,043,000円-----①
	売上原価	5,891,986,000円-----②
	売上総利益金額（①－②）	1,356,057,000円-----③
	販売費及び一般管理費	943,174,000円-----④
	営業利益金額（③－④）	412,883,000円-----⑤
	営業外収益	299,716,000円-----⑥
	営業外費用	52,387,000円-----⑦
	経常利益金額（⑤＋⑥－⑦）	660,212,000円-----⑧

特別利益	130,000円-----	⑨
特別損失	2,012,000円-----	⑩
税引前当期純利益金額 (⑧+⑨-⑩)	658,330,000円-----	⑪
法人税、住民税及び事業税等	305,192,000円-----	⑫
当期純利益金額 (⑪-⑫)	353,138,000円	

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施	開所日 月～土（祝・祭日を除く） 開所時間 7：00～18：00 定員 120人
児童福祉法第48条の3第1項に規定する情報提供、保育相談	随時実施
川崎市延長保育事業実施要綱及び同要領に基づく延長保育の実施	実施日 月～土（祝・祭日を除く） 実施時間 18：00～20：00
地域の子育て家庭への支援	随時実施

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含まない。）					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
収入	145,591	146,447	147,888	148,187	149,069	737,182
指定管理料	139,795	140,651	142,092	142,391	143,273	708,202
利用料金	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	28,980
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支出	145,591	146,447	147,888	148,187	149,069	737,182

別紙

川崎市南平間保育園の指定管理者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1団体（株式会社サクセスアカデミー）

2 保育所の管理運営主体の審査に係る民間活用推進委員会

（委員長）柴田 頼子（学校法人鷗友学園特別顧問）

（委員）中村 美津子（帝京大学文学部教育学科非常勤講師）

大河原 翠（元横浜女子短期大学保育科キャリア支援室長）

柳田 葉子（聖ヶ丘教育福祉専門学校保育科専任教員）

新井 努（新井公認会計士事務所所長）

3 選定理由

財務状況が健全で、複数の保育所を安定的に運営している。保育所の運営方針、危機管理・健康管理・衛生管理の取組、給食の対応、地域の子育て支援に対する考え方、諸規程の整備状況や運営実績など応募団体に対する評価が高く、職員の確保策や事業経費についても適切に評価されたことから、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点450点以上）

選定基準	配点	選定された団体
1 団体の概要	150点	107点
2 事業計画	475点	322点
3 収支計画	125点	71点
4 実績評価点（標準を0点として、加減点）		0点
合計	750点	500点

5 提案額（消費税及び地方消費税を含まない。）

指定管理予定期間総額	708,202千円
平成26年度	139,795千円
平成27年度	140,651千円
平成28年度	142,092千円
平成29年度	142,391千円
平成30年度	143,273千円

議案第84号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市宮前平保育園
(2) 所在地	川崎市宮前区宮前平2丁目11番6号
(3) 設置条例	川崎市保育園条例
(4) 設置目的	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	施設用途：保育所 構造規模：鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積：811.67㎡
(6) 現在の管理者	株式会社日本保育サービス
(7) 現在の管理運営費	168,641,400円（平成21～25年度指定管理料平均額）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	株式会社日本保育サービス	
所 在 地	愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号	
代 表 者 名	代表取締役 山口 洋	
設 立 年 月	平成16年10月	
基 本 財 産 又は資本の額	資本の額 9,900万円	
職 員 数 又は従業員数	1,524人	
設 立 目 的	(1) 保育所・託児所の設置運営 (2) 労働者派遣事業 (3) 学童クラブ事業 (4) 児童館事業 (5) 経営コンサルタント業務 (6) その他	
事 業 概 要 (平成25年度)	(1) 川崎市宮前平保育園指定管理者 (2) アスクさぎぬま保育園（川崎市認可保育所） (3) アスク高津保育園（川崎市認可保育所） (4) アスク上小田中保育園（川崎市認可保育所） (5) その他市内、都内、関東近辺で複数の認可保育所を運営	
決 算 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	売上高	11,736,009,755円-----①
	売上原価	9,112,505,371円-----②
	売上総利益金額（①－②）	2,623,504,384円-----③
	販売費及び一般管理費	2,145,594,918円-----④
	営業利益金額（③－④）	477,909,466円-----⑤
	営業外収益	71,950,713円-----⑥
	営業外費用	66,625,054円-----⑦
	経常利益金額（⑤＋⑥－⑦）	483,235,125円-----⑧
	特別利益	0円-----⑨
	特別損失	80,744円-----⑩
	税引前当期純利益金額（⑧＋⑨－⑩）	483,154,381円-----⑪
	法人税、住民税及び事業税等	203,961,570円-----⑫
	当期純利益金額（⑪－⑫）	279,192,811円

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施	開所日 月～土（祝・祭日を除く） 開所時間 7：00～18：00 定員 150人
児童福祉法第48条の3第1項に規定する情報提供、保育相談	随時実施
川崎市延長保育事業実施要綱及び同要領に基づく延長保育の実施	実施日 月～土（祝・祭日を除く） 実施時間 18：00～20：00
地域の子育て家庭への支援	随時実施

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含まない。）					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
収入	167,704	167,704	168,718	168,718	169,747	842,591
指定管理料	161,974	161,974	162,988	162,988	164,017	813,941
利用料金	5,730	5,730	5,730	5,730	5,730	28,650
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支出	167,704	167,704	168,718	168,718	169,747	842,591

別紙

川崎市宮前平保育園の指定管理者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1団体（株式会社日本保育サービス）

2 保育所の管理運営主体の審査に係る民間活用推進委員会

（委員長）柴田 頼子（学校法人鷗友学園特別顧問）

（委員）中村 美津子（帝京大学文学部教育学科非常勤講師）

大河原 翠（元横浜女子短期大学保育科キャリア支援室長）

柳田 葉子（聖ヶ丘教育福祉専門学校保育科専任教員）

新井 努（新井公認会計士事務所所長）

3 選定理由

財務状況が健全で、複数の保育所を安定的に運営している。保育所の運営方針、危機管理・健康管理・衛生管理の取組、給食の対応、地域の子育て支援に対する考え方などの評価が高く、職員の確保策や事業経費についても適切に評価されたことから、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点450点以上）

選定基準	配点	選定された団体
1 団体の概要	150点	108点
2 事業計画	475点	319点
3 収支計画	125点	71点
4 実績評価点（標準を0点として、加減点）		0点
合計	750点	498点

5 提案額（消費税及び地方消費税を含まない。）

指定管理予定期間総額 813,941千円

平成26年度 161,974千円

平成27年度 161,974千円

平成28年度 162,988千円

平成29年度 162,988千円

平成30年度 164,017千円

議案第 85 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市白鳥保育園
(2) 所在地	川崎市麻生区白鳥1丁目17番2号
(3) 設置条例	川崎市保育園条例
(4) 設置目的	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	施設用途：保育所 構造規模：鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積：731.20㎡
(6) 現在の管理者	社会福祉法人横浜悠久会
(7) 現在の管理運営費	159,585,200（平成21～25年度指定管理料平均額）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人横浜悠久会	
所 在 地	横浜市保土ヶ谷区西久保町114番250	
代 表 者 名	理事長 千田 惣一	
設 立 年 月	平成18年2月	
基 本 財 産 又は資本の額	資産総額 3億4,389万7,002円	
職 員 数 又は従業員数	職員数 理事6人、監事2人、職員89名	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者等の意向を尊重して総合的に行われるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 保育所の経営 (2) 一時預かり事業の経営	
事 業 概 要 (平成25年度)	(1) 川崎市白鳥保育園指定管理者 (2) 川崎市宿河原保育園指定管理者 (3) 昂保育園（横浜市認可保育所） (4) 洋光台保育園（横浜市認可保育所）	
決 算 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	経常収入	175,850,526円-----①
	経常支出	154,899,709円-----②
	経常活動資金収支差額 (①－②)	20,950,817円-----③
	施設整備等収入	0円-----④
	施設整備等支出	0円-----⑤
	施設整備等資金収支差額 (④－⑤)	0円-----⑥
	財務活動収入	0円-----⑦
	財務活動支出	0円-----⑧
	財務活動収支資金差額 (⑦－⑧)	0円-----⑨
	当期末支払資金残高 (③＋⑥＋⑨)	20,950,817円-----⑩

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施	開所日 月～土（祝・祭日を除く） 開所時間 7：00～18：00 定員 120人
児童福祉法第48条の3第1項に規定する情報提供、保育相談	随時実施
川崎市延長保育事業実施要綱及び同要領に基づく延長保育の実施	実施日 月～土（祝・祭日を除く） 実施時間 18：00～20：00
地域の子育て家庭への支援	随時実施

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含まない。）					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
収入	153,821	154,893	156,725	158,041	159,514	782,994
指定管理料	146,609	147,681	149,513	150,829	152,302	746,934
利用料金	7,212	7,212	7,212	7,212	7,212	36,060
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支出	153,821	154,893	156,725	158,041	159,514	782,994

別紙

川崎市白鳥保育園の指定管理者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1団体（社会福祉法人横浜悠久会）

2 保育所の管理運営主体の審査に係る民間活用推進委員会

（委員長）柴田 頼子（学校法人鷗友学園特別顧問）

（委員）中村 美津子（帝京大学文学部教育学科非常勤講師）

大河原 翠（元横浜女子短期大学保育科キャリア支援室長）

柳田 葉子（聖ヶ丘教育福祉専門学校保育科専任教員）

新井 努（新井公認会計士事務所所長）

3 選定理由

財務状況が健全で、複数の保育所を安定的に運営している。保育所運営における保育目標や運営方針、職員の確保策、食育への取組も含めた給食の対応、地域の子育て支援に対する考え方、要望・苦情に対する体制への評価が高く、事業経費についても適切に評価されたことから、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点450点以上）

選定基準	配点	選定された団体
1 団体の概要	150点	109点
2 事業計画	475点	335点
3 収支計画	125点	75点
4 実績評価点（標準を0点として、加減点）		0点
合計	750点	519点

5 提案額（消費税及び地方消費税を含まない。）

指定管理予定期間総額 746,934千円

平成26年度 146,609千円

平成27年度 147,681千円

平成28年度 149,513千円

平成29年度 150,829千円

平成30年度 152,302千円